

## 監査公表第 6 号

### 監査結果に基づく措置について

令和 6 年 12 月 24 日付監査報告第 13 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 7 年 2 月 12 日

|          |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|
| 大牟田市監査委員 | 岡 | 田 | 和 | 彦 |
| 同        | 塩 | 塚 | 敏 | 郎 |

土 管 第 1839 号  
令和 7 年 2 月 7 日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿  
同 塩塚 敏郎 殿

大牟田市長 関 好孝  
(都市整備部)

### 定期監査の結果に基づく措置について

令和 6 年 12 月 24 日付監査報告第 13 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

#### 【個別指摘事項】

一般会計

(都市整備部)

##### 1 屋外広告物許可申請手数料 (土木管理課)

屋外広告物条例第 36 条第 3 号には、第 15 条の規定（許可期間満了、許可取消しの際の除却義務）に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者は、30 万円以下の罰金に処すると規定されている。

今回の定期監査において、罰則規定の適用対象にもなり得る許可期間満了後の申請や、事務処理の遅れによる期間満了後の許可などが散見されている。

許可期間満了までに更新手続きが完了するよう、手続きの流れを整理されるとともに、許可申請者に対しては、罰則規定を含めた条例の内容について周知を図られたい。

#### 【措置の状況】

許可期間満了後の許可となる原因の一つとして、設置者が申請書類の修正等に時間を要していること、手数料の納入期限を納入通知書の発行後 1 か月間と一律で設定していることが挙げられます。

許可期間の満了に伴う更新申請については、現在、設置者に対し、許可期間満了を迎える前に四半期毎の更新案内を行っているところです（例：4 月～6 月に許可期間満了を迎える設置者に同時期に案内）。今回の指摘を受け、全ての設置者に対して許可期間満了の 2 か月前に更新案内を発送するよう見直しを行い、設置者が申請書類等の準備に要する時間を確保し、更新申請の失念防止に努めるとともに、1 か月ごとに申請手続き

の進捗状況を管理することとしました。

また、手数料の納入期限についても、許可期間満了を迎える前に全ての事務手続きが完了するよう、状況に応じた期限を設定し、事務処理に必要な期間を確保することとしました。

併せて、今後は、設置者が速やかに必要手続きを実施されるよう、更新案内及び許可書へ条例の抜粋を記載することで、手続きの期限や罰則規定についての周知を行うとともに、申請書の記載例を作成するなど、設置者が円滑に手続きを行えるよう資料等の充実を図ります。